



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(六件)…(同)…二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定…(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…八

○家畜人工授精師の登録…(産業労働局農林水産部農業振興課)…二〇

○都道の区域変更(四件)…(建設局道路管理部路政課)…二〇

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定…(同)…二七

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し…(同)…二七

公告

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞…(同)…二七

○特定非営利活動法人の認定…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…二七  
○仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効…(同)…二八

○土地区画整理事業の換地処分…(同)…二八  
○(都市整備局市街地整備部民間開発課)…二八  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…(産業労働局商工部地域産業振興課)…二八  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(同)…二九

告示

●東京都告示第六百二十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第四百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区北小岩一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

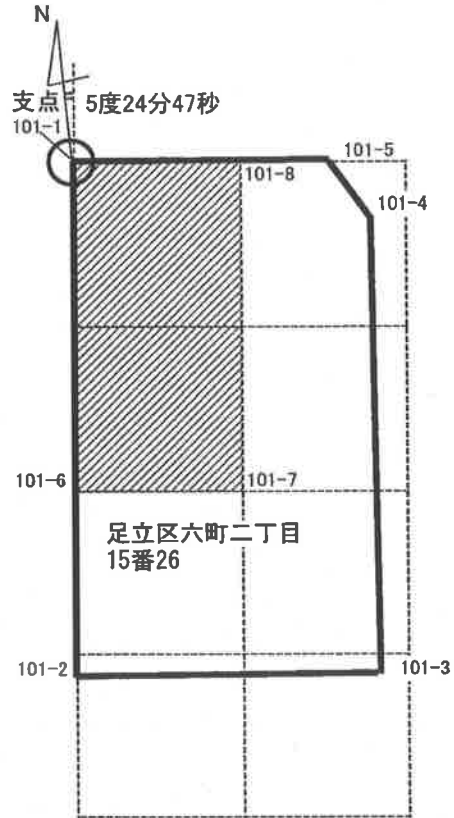
<支点>  
 支点は、足立区六町二丁目15番26の最北端 (X:-24291.751、Y:-971.410) とする。  
 <格子の回転角度> 5度24分47秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 調査範囲
- //// 形質変更時要届出区域

測点名	X座標	Y座標
101-1	-24291.751	-971.410
101-2	-24323.844	-974.451
101-3	-24325.234	-956.264
101-4	-24296.546	-953.916
101-5	-24293.001	-955.940
101-6	-24311.662	-973.297
101-7	-24312.605	-963.342
101-8	-24292.556	-961.443

上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。



◎東京都告示第六百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

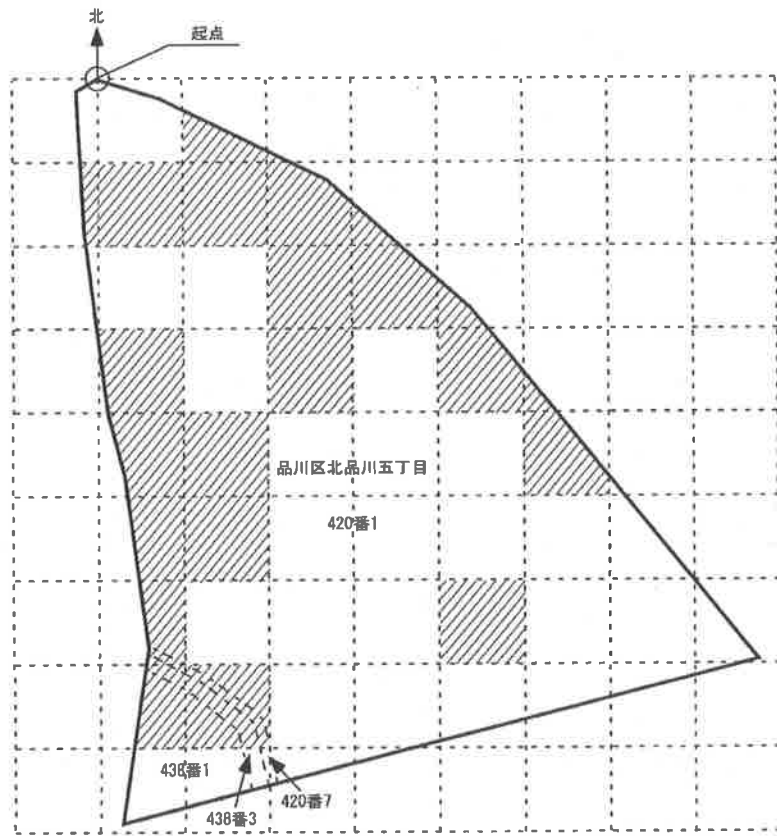
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区北品川五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-----	: 単位区画
- - - - -	: 筆境界
—————	: 敷地境界
▨	: 形質変更時要届出区域

支  
点  
起点は、品川区北品川五丁目420番1の最北端とする。

格子の回転角度 (0度0分0秒)  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区平井四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 規則

- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……………（財務局財産運用部総合調整課）……………一
- 東京都公有財産管理運用委員会規則の一部を改正する規則……………（同）……………一
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………（同）……………二
- 公共測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………二
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………二
- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可（二件）……………（同）……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）……………四

### 告示（内水漁管）

- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………二〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）……………二〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）……………二一

### 規則

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年八月十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

#### ●東京都規則第三百三十一号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則  
東京都公有財産規則（昭和三十九年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。  
第三十六条の二第一項に次のただし書を加える。  
ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
第四十六条第三号及び第四号中「免除」の下に「並びに保証金の免除」を加える。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

東京都公有財産管理運用委員会規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年八月十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

#### ●東京都規則第三百三十二号

東京都公有財産管理運用委員会規則の一部を改正する規則  
東京都公有財産管理運用委員会規則（昭和三十九年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三号及び第四号中「免除」の下に「並びに保証金の免除」を加える。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年八月十九日  
東京都知事 舛 添 要 一

#### ●東京都規則第三百三十三号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第一号(三)に次のように加える。  
カ S-I 内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 一回 一万八千六百円  
附則

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

三井不動産株式会社及び江東区

二 事業施行期間

平成二十四年八月三十日から平成二十九年九月三十日

まで

三 施行地区

江東区豊洲二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目一番二十号 三井別館九階

六 施行認可の年月日

平成二十四年八月三十日

七 変更の内容

事業施行期間を平成三十年九月三十日まで延長する。

事務所の所在地を中央区日本橋室町三丁目一番二十号

三井別館八階に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年八月十九日

●東京都告示第千三百三十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七條の十六第一項の規定に基づき調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七條の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

株式会社パルコ、馬部三郎及び小泉美恵子

二 事業施行期間

平成二十五年三月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

調布市小島町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

渋谷区神泉町八番十六号

六 施行認可の年月日

平成二十五年三月二十八日

七 変更の内容

施行者の氏名又は名称を株式会社パルコ及び馬部三郎に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年八月十九日

●東京都告示第千三百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

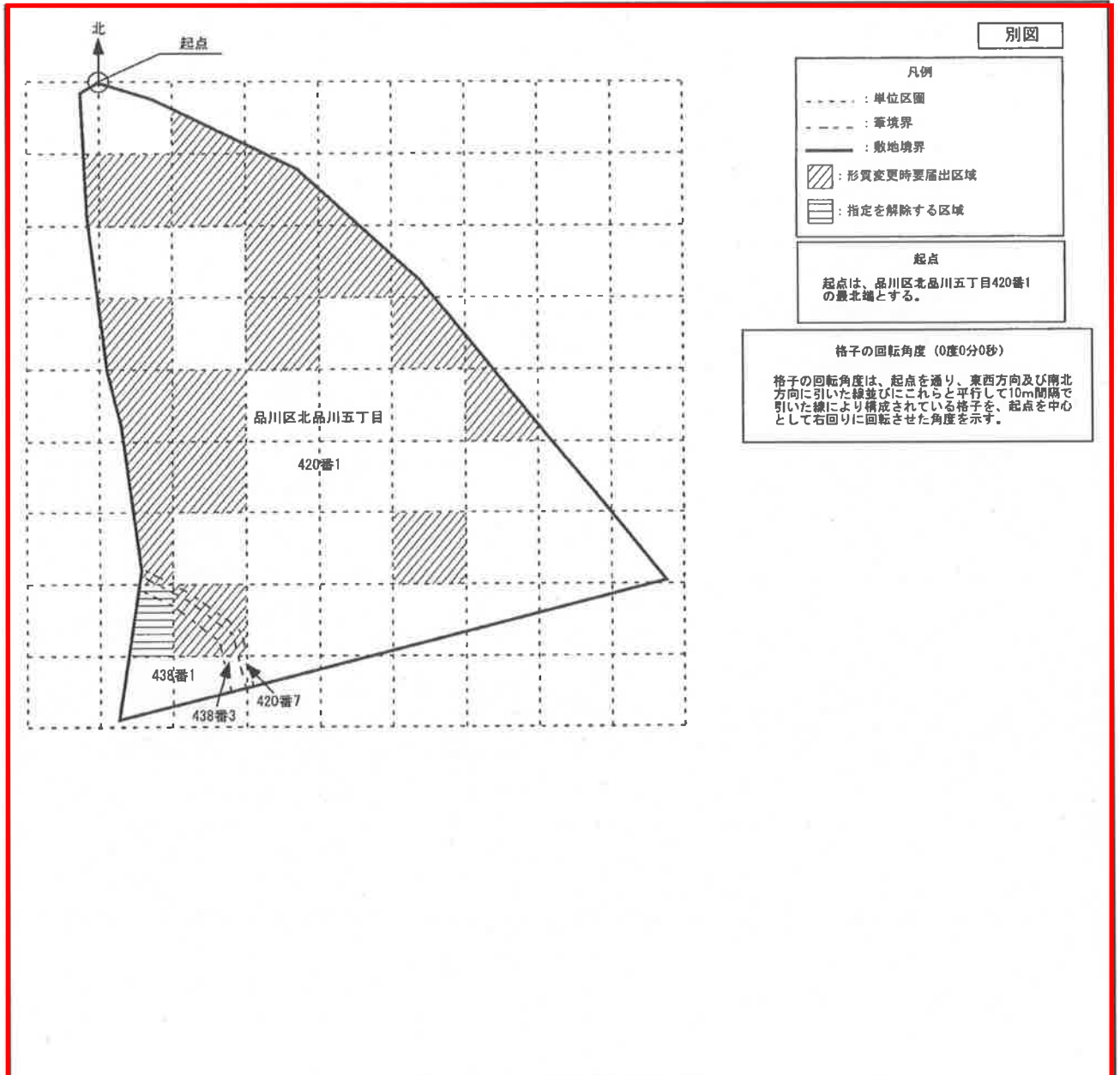
平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 詳細調査の実施



別図

凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ≡ : 指定を解除する区域

起点

起点は、品川区北品川五丁目420番1の最北端とする。

格子の回転角度(0度0分0秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森西四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにはう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……

○保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……

公告

○開発行為に関する工事を完了(三件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……  
○参議院(東京都選出)議員選挙の候補者届出書等の事前審査……………(東京都選挙管理委員会)……

告示

●東京都告示第千八百九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

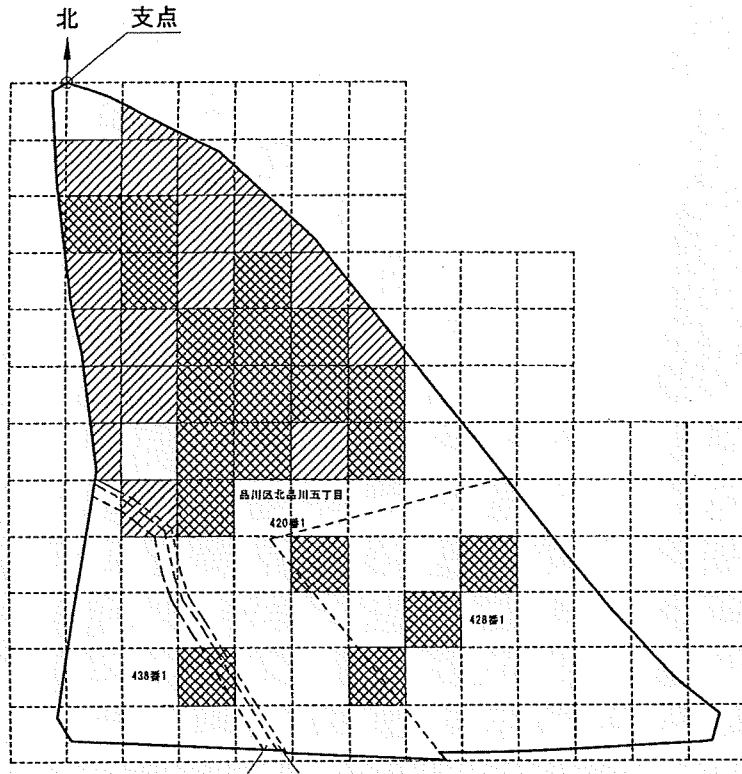
東京都知事 舛添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区北品川五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (今回指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第626号により指定した区域)

【支點】

支點は、品川区北品川五丁目420番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物